

東二保安規定 指摘事項に対する回答整理表

No.	指摘日	資料番号	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への反映箇所	回答状況	備考
1	2023/7/26	保-0001 (RO)	6、8、35	西側淡水貯槽や敷地を共有する東海発電所の対策を含め、東海第二発電所の特徴を再整理すること。	東海第二発電所の新規制基準対応の特徴に西側淡水貯水設備や東海発電所を追記するとともに、論定の抽出により東海第二発電所の特徴を再整理した。	保-0001 (R1) 東海第二発電所・新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について_p41～p42, p55	今回回答	
2	2023/7/26	保-0001 (RO)	12、13	先行BWRプラント等との相違事項を羅列した上で、事業者として論点と考える項目を整理して説明すること。	論点の抽出は、一部相違点及び固有の運用要求について許可工認で説明していない事項を説明する。具体的には、東海第二のみにある条文、条文において運用に差があり説明の必要があると考えるもの、許可/工認で説明していない事項について論点と整理した。	保-0001 (R1) 東海第二発電所・新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について_p5、p26～p34、p37～p40	今回回答	
3	2023/7/26	保-0001 (RO)	12	放水路ゲートの機能喪失の要因を火山影響のみに限定している理由について、説明すること。	放水路ゲートは、竜巻及び火山影響による機能喪失を想定している。竜巻及び火山影響を起因として、津波が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、速やかに安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計としている。また、速やかな補修等が困難と判断された場合にはプラントを停止する手順等を整備することとしている。	保-0001 (R1) 東海第二発電所・新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について_p43	今回回答	
4	2023/7/26	保-0001 (RO)	15	基本方針欄が「一」であるが、ほとんどのものは基本方針に従っているはずで、記載が不適切。また、類似の先行プラント欄で「一」となっている箇所も一部は類似なものがあるはず。基本方針の考えと相違があるもの、類似の先行プラントについて再整理し、説明すること。	類似先行プラント及び基本方針について記載を見直し、東海第二の固有設備について整理した。	保-0001 (R1) 東海第二発電所・新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について_p5、p26～p34、p37～p40	今回回答	
5	2023/7/26	保-0001 (RO)	15～21	先行BWRプラントと相違する設備について、保安規定における管理上の特徴等を整理して説明すること。	指摘事項に対する回答整理表No. 2 回答のとおり。	保-0001 (R1) 東海第二発電所・新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について_p5、p26～p34、p37～p40	今回回答	
6	2023/7/26	保-0001 (RO)	18	PARとFRVS、SGTSについて、既許可第53条における位置付けを確認し、説明すること。	「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備」のための重大事故等対処設備として、「静的触媒式水素再結合器」に加えて「原子炉建屋ガス処理系」を考慮しており、それぞれの設備が単独で基準要求及び性能を満足することから、基本方針に従って、いずれかの設備が健全であればLCO逸脱とはみなさないこととした。	保-0001 (R1) 東海第二発電所・新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について_p48	今回回答	
7	2023/7/26	保-0001 (RO)	19	実条件と異なるサーベイランスを行うものについては、妥当性を説明すること。			今後回答	
8	2023/7/26	保-0001 (RO)	19、20	西側淡水貯槽の保安規定における管理方法等について、整理して説明すること。	基本方針に基づき、66-11-1（重大事故等収束に必要な水源）では、代替淡水貯槽、西側淡水貯水設備の各々にLCO/AOTを設定している。	保-0001 (R1) 東海第二発電所・新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について_p55	今回回答	
9	2023/7/26	保-0001 (RO)	24	原子炉冷却材漏えい率（第31条）における格納容器床ドレンサンプの水位維持確認について、当該確認の位置づけ、確認方法及び確認頻度を明確にし、説明すること。	位置を特定できない漏えい水の検知性が維持されていることの確認として、格納容器床ドレンサンプ流量計の指示を確認する。原子炉起動時には、格納容器床ドレン流量計の指示が確認できない場合、水位維持確認のための措置を実施する。また、指示による漏えい率の確認は、現保安規定とおりであるため、24時間に1回で実施する。	保-0001 (R1) 東海第二発電所・新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について_p6	今回回答	
10	2023/7/26	保-0001 (RO)	25	類似プラントと比較し、LCO設定に相違がないか説明すること。相違がある場合は、保安規定の基本方針を踏まえ考え方を整理して、説明すること。	指摘事項に対する回答整理表No. 2 回答のとおり。	保-0001 (R1) 東海第二発電所・新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について_p5、p26～p34、p37～p40	今回回答	

No.	指摘日	資料番号	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への反映箇所	回答状況	備考
11	2023/7/26	保-0001 (R0)	25	各放水路ゲートの電源について、どのような構成になっているのかを整理して説明すること。	放水路ゲートの電動駆動式の駆動用電源は多重性及び独立性が確保されている非常用母線から給電する。なお、放水路ゲート電源系概念図について追記した。	保-0001 (R1) 東海第二発電所・新規規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について_p7	今回回答	
12	2023/7/26	保-0001 (R0)	35	設置許可等で説明を行った運用方針等について、明示した上で、保安規定及び社内規程にどのように反映させているかについて整理して説明すること。	設置許可等で説明している先行BWRプラントとの相違している運用方針について、保安規定への反映事項を追記した。また、詳細については審査の中で「TS-10 上流文書（設置変更許可）から保安規定への記載方針について」により説明する。		今後回答	
13	2023/7/26	保-0001 (R0)	37	変更に係る説明事項の抽出について、先行BWRプラント等の実績も踏まえ、考え方を説明すること。	指摘事項に対する回答整理表No. 2 回答のとおり。	保-0001 (R1) 東海第二発電所・新規規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について_p5、p26～p34、p37～p40	今回回答	

東海第二発電所保安規定 記載の適正化箇所

No.	資料番号	資料名	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
1	保-0001 (R1)	東海第二発電所 新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について<重大事故等対処設備の設置に関わるもの>	2	現在申請中及び申請予定の設工認について記載を追加した。	2023/8/23	
2	保-0001 (R1)	東海第二発電所 新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について<重大事故等対処設備の設置に関わるもの>	3	SA設備の設置に関わるものとして直接関係のない条文を挙げているため、記載を適正化する。あわせて、特重のSA活用について説明する箇所が分かるように第17条の7等の記載を追加及びDB設備側で第31条や第39条等、変更が明確になっているものの記載を追加する。	2023/8/23	
3	保-0001 (R1)	東海第二発電所 新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について<重大事故等対処設備の設置に関わるもの>	4、9	代替機能を有するDB設備ではなく、対応するDB設備に記載を適正化した。	2023/8/23	
4	保-0001 (R1)	東海第二発電所 新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について<重大事故等対処設備の設置に関わるもの>	6～8	先行BWRプラント等と相違する東海第二の運用、設備について、概要が分かる補足説明資料を追加し、説明する。		
5	保-0001 (R1)	東海第二発電所 新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について<重大事故等対処設備の設置に関わるもの>	18	実用炉規則第92条の記載要求と整合することが分かるように記載を見直した。また、添付2の記載内容については、網羅的な説明となるよう記載を見直した。	2023/8/23	
6	保-0001 (R1)	東海第二発電所 新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について<重大事故等対処設備の設置に関わるもの>	19	保安教育は第17条の7だけに係るものではないことが分かるよう記載を見直した。また、体制の整備に係るPDCAについて、第17条の7だけに係るものではないことが分かるよう記載を見直した。	2023/8/23	
7	保-0001 (R1)	東海第二発電所 新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について<重大事故等対処設備の設置に関わるもの>	8～16	保安規定の変更案を貼付し、変更内容が分かりやすくなるよう構成に見直した。	2023/8/23	
8	保-0001 (R1)	東海第二発電所 新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について<重大事故等対処設備の設置に関わるもの>	45～47	津波ハザードを想定した津波耐性を有する設備の代替設備について、津波耐性を要件とする旨を記載した。また、緊急用海水系統に含まれる弁の扱いについて整理した結果を記載した。	2023/8/23	
9	保-0001 (R1)	東海第二発電所 新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について<重大事故等対処設備の設置に関わるもの>	10	未設定という表現は誤解を与えるため適正化した。また、床ドレンの1m維持について実施内容が明確となるよう表現を見直した。ペDESTAL排水系については、SAの対象を明確にした。	2023/8/23	
10	保-0001 (R1)	東海第二発電所 新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について<重大事故等対処設備の設置に関わるもの>	50～52	可搬型ポンプが可搬型代替中型ポンプ及び可搬型代替大型ポンプを指していることを明確にした。また（3）要求される措置にも使用するポンプを記載した。図について、手動弁か電動弁等なのか不明のため、弁の記号等を適正化する。	2023/8/23	
11	保-0001 (R1)	東海第二発電所 新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について<重大事故等対処設備の設置に関わるもの>	54	代替熱交換器はLCOの対象であることが分かるよう、記載を見直した。	2023/8/23	

No.	資料番号	資料名	該当頁	適正化内容	完了年月日	備考
12	保-0001 (R1)	東海第二発電所 新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について<特定重大事故等対処施設の設置に関わるもの>	17	保安規定添付3で、特重追加に伴う手順の適正化（優先順位や手順着手の判断基準等の削除）について、BWR初である記載を追加した。 （「東海第二発電所 新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について<特定重大事故等対処施設の設置に関わるもの>」に反映）	2023/8/21	